

山添村マスコットキャラクター「からす天狗のてんまる」と「からす天狗のこてんまる」の利用に関する要綱

[平成 30 年 5 月 30 日山添村告示第 27 号]

山添村マスコットキャラクター「からす天狗のてんまる」の利用に関する要綱(平成 29 年 6 月)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、山添村マスコットキャラクター「からす天狗のてんまる」(以下「てんまる」という。)と「からす天狗のこてんまる」(以下「こてんまる」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって山添村(以下「村」という。)の P R、村製品の販路拡大及び村の産業振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「てんまる」とは、村が著作権を有している別紙 1 (1) のデザイン、商標登録を指しまた、「こてんまる」とは村が著作権を有している別紙 1 (2) のデザインこれらを展開したものとする。

(利用者の制限)

第 3 条 村長は、「てんまる」若しくは「こてんまる」を利用しようとする者(この者が法人の場合は、第 1 号の規定においては法人の役員を含む。以下「利用申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用をさせないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条(同条第 1 項第 8 号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和 5 1 年法律第 5 7 号)第 3 3 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (6) 村の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(利用承認の申請)

第 4 条 利用申請者は、あらかじめ有償利用の場合は商品化権利用承認申請書(様式第 1 号の 1)、無償利用の場合は利用承認申請書(様式第 1 号の 2)に

必要書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞又はテレビ等報道機関が報道目的で利用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、利用申請者が負担するものとする。

(利用承認の手続)

第5条 村長は、前条第1項の規定による利用承認申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用を承認し、利用承認通知書(様式第2号)及び別に定めるライセンス利用ガイドラインを交付するものとする。

2 村長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 村長は、既に「てんまる」及び「こてんまる」の利用を承認した商品等について、他の事業者から同種の利用申請があったときは、当該他の事業者に対しては「てんまる」及び「こてんまる」の利用を承認しないことがある。

(利用承認の制限)

第6条 村長は、前条の規定にかかわらず、「てんまる」及び「こてんまる」の利用が次の各号いずれかに該当する場合は、その利用を承認しないものとし、利用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(2) 村の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合はこの限りでない。

(5) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合

(7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(8) 「てんまる」及び「こてんまる」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(9) その他、村長が適当でないとする場合

(デザイン承認)

第7条 「てんまる」及び「こてんまる」のデザインは、第5条第1項のガイドラインに沿ったものでなければならない。

2 第5条第1項により「てんまる」及び「こてんまる」の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、デザイン承認申請書（様式第4号）にデザイン案及びその試作品等を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約）

第8条 利用者は、前条第2項によりデザイン承認を受けた後、村長と商品化権許諾契約書（様式第5号）を締結しなければならない。ただし、第11条各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

2 「てんまる」及び「こてんまる」の利用期間は、商品化権許諾契約で定める。

3 前項の利用期間終了後、引き続き「てんまる」及び「こてんまる」を利用しようとする者は、改めて第4条の申請を行い、村長の承認を受けなければならない。但し、使用期間終了後の未販売の許諾商品在庫に限り、別途契約に定める条件に従って販売することができる。

（契約の解除等）

第9条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の利用承認を取り消し、又は前条第1項の契約を解除することができる。

(1) 提出した申請書又は変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第3条又は第6条の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第5条第2項の条件に違反した場合

(4) 第7条第2項の承認を受けられない場合

(5) その他、村長が取消しすることが適当と認めた場合

2 村長は、前項に規定する取消し又は解除を行ったときは、利用取消通知書（様式第6号）により当該取消し又は解除を受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用承認の取消し又は解除を受けた者は、利用対象物等に利用承認取消し又は解除の日から「てんまる」及び「こてんまる」を利用することができない。

4 村長は、利用承認の取消し又は解除を受けた者に対して、利用承認の取消し又は解除を受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 村長は、前3項の規定による利用承認の取消し又は解除により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

6 村長は、第1項の規定により利用承認の取消し又は解除を受けた者が、その取消し後又は解除後に行った利用承認申請について、必要と認める期間、当該利用承認を行わないことができる。

7 村長は、利用承認を受けずに「てんまる」及び「こてんまる」を利用した者

が行う利用承認の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前2項に定める村長が必要と認める期間は、第6項の規定については取消し又は解除の日から、前項の規定については村が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(利用料)

第10条 「てんまる」及び「こてんまる」の利用料を当分の間、無料とすることができる。

(無償利用)

第11条 前条の規定にかかわらず、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「てんまる」及び「こてんまる」を無償で利用させることができる。

- (1) 公共団体が公共用に使用する場合。
- (2) 村内の自治会、NPO法人その他の公共的団体等が、公益的な活動のために利用する場合。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で利用する場合。
- (4) 旅行代理店及び公共交通機関が行う広告並びに出版社が発行する雑誌等の一部において利用する場合で、当該利用により本村への誘客効果が期待できるとき。
- (5) ライセンス利用ガイドライン(無償編)に定める図案を広告に利用する場合で、当該利用により本村の広報が期待できるとき。
- (6) その他無償とする公益上の必要があると認める場合。

(利用上の遵守事項)

第12条 利用者は、「てんまる」及び「こてんまる」を承認された用途のみに利用し、かつ、別途契約に定める利用条件を遵守しなければならない。

2 村長は、当該利用に係る商品等を原因とする事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(承認事項の変更)

第13条 利用者が利用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ有償利用の場合は商品化権利用変更承認申請書(様式第7号の1)、無償利用の場合は利用変更承認申請書(様式第7号の2)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは利用変更承認通知書(様式第8号)を、承認しないときは利用変更不承認通知書(様式第9号)をそれぞれ交付するものとする。

3 村長は、変更を承認した場合は、必要に応じて第8条第1項の規定により締結した契約を変更するものとする。

(申請等の取下げ)

第14条 第4条及び前条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、利用(変更)承認申請取下申請書(様式第10号)を村長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第15条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「てんまる」及び「こてんまる」を利用する権利を付与するものではなく、かつ、利用者又は利用対象物等について村が推奨を行うものではない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 利用者は、「てんまる」及び「こてんまる」を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(賠償責任等)

第17条 村は、利用承認を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、村に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、「てんまる」及び「こてんまる」の利用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

4 村長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第18条 村長は、「てんまる」及び「こてんまる」の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用承認の状況及び利用承認の取消し状況について情報を公開することができる。

(適用除外)

第19条 村長及び利用者は、商品化権許諾契約書その他書面により、本要綱の一部の適用を除外し、又は本要綱と異なる事項を定めることができる。この場合において、商品化権許諾契約書その他書面が本要綱に優先するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、「てんまる」及び「こてんまる」の利用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の山添村マスコットキャラクター「からす天狗のてんまる」の利用に関する要綱第5条第1項の規定に基づき村長の承認を得ている場合は、改正後の山添村マスコットキャラクター「からす天狗のてんまる」と「からす天狗のこてんまる」の利用に関する要綱第5条第1項の規定に基づき村長の承認(無償利用の場合に限る。)を得ているものとみなす。

別紙1 (1)

正式名称	デザインエレメント	愛称・通称
<p>山添村 マスコットキャラクター からす天狗のてんまる</p>	 <p>※6ポーズ</p>	<p>マスコットキャラクター てんまる</p>
<p>山添村 マスコットキャラクター ロゴ</p>	<p>からす天狗の てんまる</p>	<p>マスコットロゴ てんまるロゴ</p>

(2)

正式名称	デザインエレメント	愛称・通称
<p>山添村 マスコットキャラクター からす天狗のこてんまる</p>	 <p>※6ポーズ</p>	<p>マスコットキャラクター こてんまる</p>
<p>山添村 マスコットキャラクター ロゴ</p>	<p>からす天狗の こてんまる</p>	<p>マスコットロゴ こてんまるロゴ</p>